

(2) 別表 (1~3)

(別表1)

事業継続力強化支援計画

| 事業継続力強化支援事業の目標 | |
|---|---|
| I 現状 | |
| (1) 地域の災害リスク | |
| (洪水) | <p>松前町北部は一級河川の重信川に面しており、本町が公表している洪水浸水想定によると、流域の住宅地域や農業地域において最大5mを超える浸水が発生し、町内のほぼ全域に被害が発生すると想定されている。近年、重信川で洪水は発生していないが、平成29年台風第18号時には戦後最高水位が観測されたほか、伊予市を源流とする二級河川の長尾谷川も水位が上昇し、両河川からの溢水のおそれが生じたことから、洪水の恐れがあるとして流域住民に対し避難勧告が発令されている。</p> |
| (地震) | <p>日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、今後30年以内に大地震が発生する確率は70%程度と予測されている。（南海トラフ巨大地震）このほかにも、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震も想定されている。</p> |
| (津波) | <p>本町の防災ハザードマップによると、瀬戸内海に面する本町西部の住宅地域や工業地域において、最大4.2mの浸水が想定され、該当地区での被害が懸念されている。</p> |
| (その他) | <p>本町は道後平野の南部を占め、北は松山市、南は伊予市に隣接、西は瀬戸内海に面している。土地は重信川が埋積涵養した三角州性の沖積平野であり、全域平坦で広闊な低地帯を開け、南縁は伊予市の山麓線におよんでいる。松山市との境には一級河川重信川が流れているほか、町内には伊予市山麓を源流とする二級河川長尾谷川がある。これらの河川流域では、これまで数々の水害に見舞われており、特に、平成29年の台風18号においては、大雨等で広範囲に多大な被害を及ぼし、本町では床上浸水45戸、床下浸水157戸のほか農産被害等を含め多大な損害を受けた。</p> |
| なお本町は瀬戸内性気候に属し気候は概ね温暖で、冬季における積雪は見られない。 | |
| <ul style="list-style-type: none">• 松前町地域防災計画（総論、本編および資料編） https://www.town.masaki.ehime.jp/site/bousai/10294.html• 松前町総合防災マップ https://www.town.masaki.ehime.jp/site/bousai/bousai.html• 松前町水防計画 https://www.town.masaki.ehime.jp/site/bousai/h30suiboukeikakusho.html• 松前町水害リスクマップ https://www.town.masaki.ehime.jp/uploaded/attachment/10085.pdf | |

(2) 商工業者の状況

【 資料 : 平成28年経済センサス活動調査 】

- ・商工業者数 905人
- ・小規模事業者数 748人

【 内訳 : 商工会調査 】

| 業種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 (事業所の立地状況等) |
|------|-------|---------|-------------------|
| 商工業者 | 建設業 | 202 | 167 |
| | 製造業 | 135 | 111 |
| | 卸売業 | 72 | 59 |
| | 小売業 | 152 | 127 |
| | サービス業 | 258 | 213 |
| | その他 | 86 | 71 |

(3) これまでの取組

1) 松前町の取組

- ・「松前町地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年1回）に実施している。
- ・防災備品として、役場庁舎及び指定避難所に飲食料品、毛布等を備蓄している。

2) 松前町商工会の取組

- ・事業者B C Pに関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、本会と本町との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。

また、本会には、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、B C P策定等に関する助言を行える本会の経営指導員等職員が不足している。

III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。

▼スタートアップ型の簡易（A3版1枚程度）な事業者B C P策定 年20社

▼事業継続力強化計画認定 年5社

▼各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 年30社

《対象共済・保険制度》

火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他

- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と本町や愛媛県等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、本会と本町は組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会と本町は、役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

<1. 事前の対策>

「松前町地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・本会は、巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・本会と本町は、会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・本会は、巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・本会は、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。
- ・本会は、事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備え、保管場所についても助言を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、全国商工会連合会様式をもとに事業継続計画を作成する。（令和2年度完成予定）

3) 関係団体等との連携

- ・本会は、全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・本会は、関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・本会は、巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。
- ・本会と本町は、年1回以上、本計画の状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練等の実施

- ・自然災害（震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、本町との連携体制を確認する。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、本会は下記の手順で地区内の被害状況を把握し、本町等関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・本会は、発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況：家屋被害、道路状況等を本会と本町で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と本町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・本会は、職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自分がまず安全確保をし、警報解除後に至急出勤することなど、応急対策に取組方針を決定する。
- ・本会は、職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、本町や愛媛県商工会連合会等に応援職員を要請するなど、応急対策の役割分担を決める。
- ・本会と本町は、大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。
(例：被害規模の目安は以下を想定)

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害がない | <ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。 |

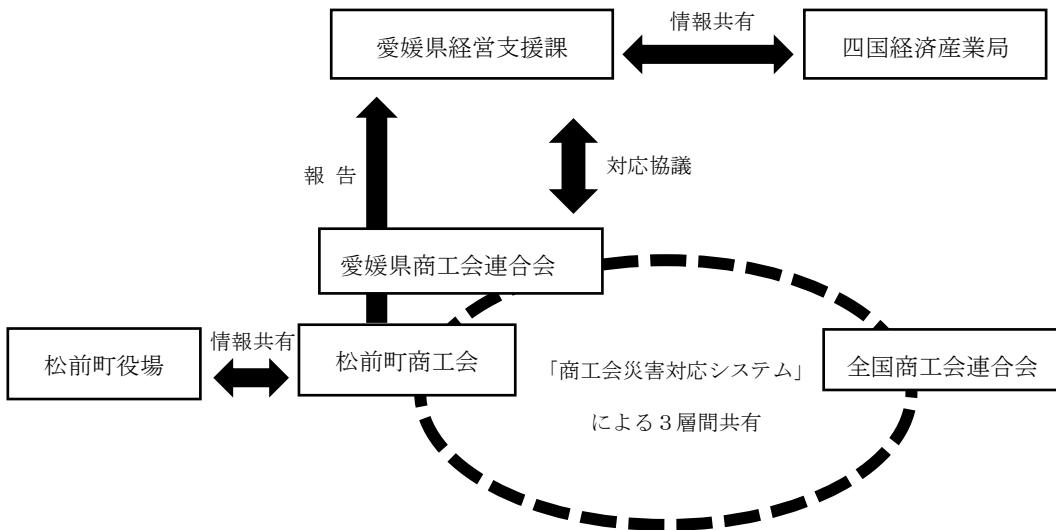
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・当計画により、本会と本町は以下の頻度で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回共有する |
| 1週間～1ヶ月 | 1日に1回共有する |
| 1ヶ月以降 | 1週間に1回共有する |

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・本会は、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・本会と本町は、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と本町は、被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と本町で共有した情報は、本会が「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・本会は、本町と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・本会は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・本会と本町は、応急時に有効な被災事業者施策（国や愛媛県、本町等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・本会は、愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、本町と連携し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・本会は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表2)
事業継続力強化支援事業の実施体制

| 事業継続力強化支援事業の実施体制 | |
|---|--|
| (令和4年4月現在) | |
| (1) 実施体制 | |
| | |
| <p>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p> <p>①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 渡部誠二（連絡先は後述（3）①参照）</p> <p>②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上） <p>(3) 商工会、関係市町連絡先</p> <p>①商工会 松前町商工会 〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町大字浜 809 番地 1 TEL : 089-984-1427 / FAX : 089-985-0913 E-mail : info@masakisci.or.jp</p> <p>②関係市町 松前町役場 産業課 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地 TEL : 089-985-4120 / FAX : 089-985-4148 E-mail : 212syoko@town.masaki.ehime.jp</p> <p>※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。</p> | |

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【松前町商工会】

(単位 千円)

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | | 270 | 270 | 270 | 270 | 270 |
| ・専門家派遣費 | | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ・協議会運営費 | | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| ・セミナー開催費 | | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| ・パンフ、チラシ作製費 | | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費・手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。